

令和3年度 金沢市環境審議会 会議録

- 日 時 令和4年2月9日(水) 10:00～11:30
- 場 所 金沢市西部環境エネルギーセンター 1階 環境学習室
- 出席者 別紙のとおり
- 内 容 以下のとおり

環 境 局 長 本日は、ご多忙のところお集まりいただき、厚く御礼申し上げます。

また、この度の審議会の委員改選に当たり、委員の皆様には快くお引き受けいただいた。重ねて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスについては、昨年秋頃に感染者数がかなり減少し、0の日も続いたが、オミクロン株の出現により、今年に入ってから全国の感染者数が最多を更新するなど第6波が猛威を奮っている。

本市においては、既に65歳以上の高齢者の方々に3回目のワクチン接種券を順次送付し、早期の接種を呼び掛けているところであるが、今後も私たち一人一人が基本的な予防策を講じるとともに、テレワーク等の新たな生活様式を実践するなど、柔軟な対応があらゆる場面で求められてくると考えている。

喫緊の課題である地球温暖化を始め、自然環境や生活環境の保全等については、中長期的な将来を見据えて対策を講じていく必要がある。本市においても、環境基本計画の下、地球温暖化対策実行計画や食品ロス削減推進計画などを策定し、各計画に沿って具現化のための施策を計画的に展開している。ただ、目標達成のためには行政だけでなく、市民の方々や事業者の皆様それぞれが役割を認識していただき、出来ることから実践していただくとともに、各主体が相互に連携協力して取り組んでいくことが重要だと考えている。そのためにも、各主体の意識醸成を始めとした各種施策の充実強化や新たな施策の創出に、今後もより一層取り組まなければならない。委員の皆様方には、引き続きご指導・ご協力を賜るよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、金沢市環境保全条例施行規則の一部改正等について、ご審議いただくとともに、現在策定作業を進めている生物多様性地域計画の概要、そして環境基本計画の進捗状況等について報告をさせていただきます。

限られた時間であるが、委員の皆様にはどうか忌憚のないご意見を賜るようお願い申し上げます。

事 務 局 ・各委員の紹介
・欠席委員の報告

- ・委員数 15 名のうち出席委員 13 名であり定足数（過半数）を満たしていることを報告
- ・委員の互選により、長谷川委員を会長に選任（全員了承）
- ・以降の進行を会長に依頼

会長 前回に続き、ご選任いただき御礼申し上げます。
本審議会は、各界でご活躍の皆様から金沢市の環境行政の課題に対して、必要な意見を賜るとともに、議論の中でより良いものを言う場だと思っている。あくまでも、皆様の議論に対して恙なく進めさせていただきたいと思っている。よろしくお願ひ申し上げます。

- ・会長の推薦により、本多委員を副会長に選任（全員了承）

会長 本日の議事は、審議事項として「金沢市環境保全条例施行規則の一部改正について」、「騒音・振動・悪臭の指定地域及び規制区域の区分の変更及び騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の区分の変更について」、報告事項として「金沢市生物多様性地域計画の策定について」、「金沢市環境基本計画（第3次）の進捗状況について」の4件となっている。

会議は公開で進めたいが、よろしいか。

（異議なし）

会長 まず、審議事項①「金沢市環境保全条例施行規則の一部改正について」事務局より説明をお願いします。

事務局 （資料1について説明）

会長 事務局からの説明について意見、質問はないか。

委員 国の議論で問題になっている点と今回、市で対応されようとしている部分が矛盾していると感じた。まず、国はバイオマス燃料の燃焼時の規定に問題があるため要件を緩和する、一方で、金沢市は大気汚染するボイラーがあればそれを規制すべき、というのは違う論点だと思う。恐らく、国はバイオマスボイラーが大気汚染をさせるリスクが少ないから緩和されたと想像するが、もしそうであれば、今回、国として緩和した部分を市としては規制対象とする（対象を広げる）という判断は妥当なのか、少し専門的にご説明いただいたほうが良い。

また、今回の規制を残す場合、バイオマス燃料の使用を規制する形になり、これからの時代に逆行するのではないか。

事務局 国は、法の対象外となるボイラーから排出されるばい煙の量はわずかであり、環境への影響が少ないという考え方で規制緩和してきた背景がある。本市としては、国の規定から外れるボイラーについても、苦情相談が寄せられている現状もあることから、小規模のボイラーでも大気を汚染する可能性があれば、条例の規制対象として残す必要があるのではないか、との趣旨で今回の改正案をお諮りしている。国の改正で規制内容に逆転現象が生じるため、本市としてどのような対応が必要かを考える中で、このような改正案を出させていただいた。

また、バイオマス燃料のボイラーを制限する意図は勿論なく、基本的に、現状と金沢市内の規制内容は変わらないため、当然、バイオマスボイラーはCO₂削減のために推進していく趣旨から外れていない。

会長 バイオマス燃料自身は進めたいけれども、大気を汚染するようなボイラーは規制すべきといった方針であると私は考えている。

委員 バイオマス燃料を推進したいために国は要件を緩和するが、金沢市は規制するとなると、どうしてもズレが生じる。法は、大気汚染するボイラーを規制するものであって、伝熱面積や燃焼能力そのものが問題ではないと思うが、どう考えているのか。

事務局 バイオマスボイラーを推進したいといった国の背景があるのはよくわかるが、その改正に基づいて、市としてどのような対応すべきかを検討する中で、このような改正案を出させていただいた。金沢市としては、従来通りの規制対象として、市に相談があった場合に、指導の対象としたいという趣旨である。

委員 バイオマスボイラーであっても、大気汚染をしてはいけないものであるということは大事な要件だと思う。

今まで大気汚染防止法の規制対象だったものが環境保全条例の規制対象になると、具体的に規制内容・規制基準としてはどのように変わるのか。

事務局 法律から条例に移った場合に、自主測定の義務がなくなるため、負担は軽減すると思う。基準としては、窒素酸化物の規制基準を条例に設けていないため、規制が緩和されると考えている。

委員 国は、伝熱面積があまり合理的ではないため、燃焼能力で規制していく。金沢市では、国が管理しない伝熱面積を引き続き管理しなければいけないが、事務上の手間はどうか。

- 事務局 大気汚染防止法の規制対象についても、金沢市が手続き等をしていたため、基本的に事務量は変わらない。
- 委員 燃焼能力について、下限をどこにするかというのは、恐らく誰も知らない。10年くらい研究しなければ分からないと思う。そのため、現状を維持するという意味で、事務負担が耐えられるのであれば、伝熱面積による規制を保持することに私は賛成する。
- 委員 資料7ページに、規制対象外となるバイオマスボイラーが7基とあるが、具体的にどのようなものか。
また、今後バイオマスボイラーを推進していくにあたり、支援等があれば教えてほしい。
- 事務局 基本的に、バイオマスボイラーの燃料は木材である。
バイオマスボイラーへの支援については、今後の研究課題とさせていただきたい。
- 委員 国の法律が変わるため、規制の対象外となる部分を条例の対象にすることは仕方ないことだと思う。ただ、伝熱面積が燃焼能力と排出ガス量ほどの相関関係がないために、国が法改正をしたことから、金沢市が伝熱面積で規制をかけることの妥当性をまだ検討しなければいけないと思う。
- 委員 伝熱面積の要件を残して、しっかりと監視を続けていくべきといった金沢市の意図は、個人的には良いと思う。
他の自治体がどのような状況なのか知りたい。
- 事務局 全国的に、法律よりも上乘せ基準を設けている自治体が、県や政令指定都市を含めて32自治体ある。その中で、14の自治体は何らかの形で規制を継続すると聞いている。国の規制がなくなったものに従って規制緩和するところは4つ、残りは検討中といった状況である。
- 会長 議論も深まったので、金沢市環境保全条例施行規則の一部改正について、事務局の案のとおり了承するというところでよろしいか。
- (異議なし)
- 会長 次に、審議事項②「騒音・振動・悪臭の指定地域及び規制区域の区分の変更及び騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の区分の変更について」事務局より説明をお願いする。

- 事務局 (資料2について説明)
- 会長 事務局からの説明について意見、質問はないか。
- 委員 規制対象となる区域が減ることもあるのか。
- 事務局 用途地域は中長期的な視点で設定されることから、例えば、住居地域に一度設定されると解除される例は少ないものの、まちづくりの観点から用途地域の見直しがあれば、それに合わせて規制区域も見直されることはある。
- 委員 徐々に対象となる地域が増えている、つまり環境が悪化している意味になると思ったのだが、そういう訳ではないということによろしいか。
- 事務局 環境が悪化しているという意味ではない。
- 委員 騒音は、具体的にどういうことか教えてほしい。
- 事務局 例えば、自動車騒音は自動車の走行に伴い発生する騒音であり、一定の基準があるため、その基準を超えると、市から公安委員会や道路管理者等に対して、要請或いは意見を述べることができる。
- 委員 最近では海側環状などいろいろな道路が出来ている。そのような状況で騒音が多くなるのか。
- 事務局 今まで道路がなかった地域に道路が出来ると、その地域の住民の方にとって、今まで生活されてきた環境と全く変わることから、市に問い合わせが来る場合がある。
- 委員 悪臭について、南新保地区などに工場等が多いから悪臭が出るのか。
- 事務局 悪臭については、例えば、塗料を扱い臭いが発生している工場等のほか、地理的条件なども組み合わさって市へ問い合わせが来ている場合が多く、ある特定のエリアで工場・事業場が多いからといって問い合わせが来ているわけではない。
- 委員 今回、区分変更される地域で、実際の騒音・振動の観測データがあったり、騒音・振動に関する苦情が出たりしている地域があれば教えてほしい。
- 事務局 地域に関係なく、割と広範囲で、市民の方から騒音・振動等の問い合わせ

をいただくことがある。

委員 基本的に、用途地域の変更に合わせて機械的に変更するというので、整合性はとれていると思う。もし、実際のデータがあり、環境基準との対応がどうなっているか分かれば、より議論しやすいと思った。

委員 南新保地区には国道8号線があり、騒音がある地区の用途地域を緩和して基準を引き下げることになると思うが、住居地域として指定されている地域を規制緩和するのはどうなのか。

また、施行の時期が非常に早いので、住民説明の必要はないのか、また、既に終わっているのか、情報提供をお願いします。

事務局 金沢市の都市計画課で審議会を開いて用途地域を変更している。南新保地区の国道8号線沿いについては、交通量が多い点、利便性の増進といった点で準工業地域に変更されている。

当然、新たに規制される場所や、規制が強化される場所にある事業場については、事前に説明させていただいている。基本的に、了承を得ながら、現状に至っている。

会長 他に意見はないか。

それでは、騒音・振動・悪臭の指定地域及び規制区域の区分の変更及び騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の区分の変更について、事務局の案の通り了承する、ということによろしいか。

(異議なし)

会長 それでは次の議題に移りたい。報告案件①「金沢市生物多様性地域計画の策定について」事務局より説明をお願いします。

事務局 (資料3について説明)

会長 本議題について意見、質問はないか。

委員 リーディング事業3にある自然環境データベースや生物多様性ガイドブックに関して、具体的にどのような活動の場やどのような方々が利用されることが想定されているのか教えてほしい。

事務局 データベースの作成には、金沢市の市民ウォッチャー制度というものを利用している。現在300名以上の方が登録されており、自然環境の調査を各自

で行っていただき、報告していただいている。また、専門家の調査が最も必要になるため、そのようなデータをすべて取り込んだ上で、データを蓄積し、公開できるデータベースを作り上げたいと考えている。

委員 知識を集めることは大事なことで、恐らく、市民の皆さんに知っていただくことが目標を達成する第一段階になると思う。

リーディング事業を1から3に便宜的に分けていると理解しているが、データベースは、例えば、リーディング事業2の中で自然観察会のツアーや地域での活動、或いは学校の教育の場等にも、是非、広報して利用してもらおうと、より事業間の相乗効果が出て良いと思う。実際に活動している方々に利用してもらえるように、広報いただければ良いと思う。

委員 リーディング事業について、実際に調査しているNPO団体等があると思うが、どのような方が調査しているかによって、データの精度が全然違ってくと思うため、実際に調査している方について具体的に知りたい。

また、資料にレッドデータブックについての記述がないが、希少生物の保全を考える上では、やはりレッドデータブックについて言及していただいた方がいいと思う。

最後に、このような活動をしている団体への支援等があれば教えてほしい。

事務局 まず調査について、先ほど言った市民ウォッチャーの方が調査して送っていただく写真等が100%確かか分からない部分があるため、例えば、動物であればいしかわ動物園の専門家の方に、植物であれば中野委員に確認していただき、詳細なものを全部チェックした上で掲載している。

レッドデータブックについては、昨年度、石川県がレッドデータブックを新たに改訂し、公表している。金沢市においても、より詳細な調査を今後行い、金沢版のレッドデータブックのようなものがないかと考えている。

団体の支援については、なかなか支援ということは少ないが、団体同士のネットワークを繋ぐような取り組みをしている。情報共有やイベント案内を市が取りまとめて公表するようなことも行っているため、ネットワークを活用しながら、団体同士の相乗効果を高めていただきたいと思っている。

委員 全体の感想としては、少しもったいないという印象を持っている。SDGsやグリーンインフラなど自然を活用して地域をもっと良くしていこう、といった視点が概要版には触れられていない。自然を「守る」「育てる」「伝える」が中心になっていて、活用という視点が弱いと感じた。

本多委員からご指摘があったが、例えば、教育分野ともっと連携をしていく、或いは、自然のセラピー、自然の中を歩くことによって健康福祉にも繋

がる、農福連携の活用など様々なものと繋がって、自然をもっと使って市民が豊かになれる、といった視点が弱いと感じた。

また、市のリーディング事業を挙げていただき、どれも魅力的ではあるが、以前の計画からの継続事業が非常に多く、SDGsの視点が弱い。自然があることによって豊かになっている、といったメッセージが出せるような資料にしてほしいと思う。

最後に、パブリックコメントをかけた際に、「今、大変な時期に生物多様性をやっている場合ではないのではないか。」と厳しい意見が市民からきていた。これは市民に生物多様性の意義が伝わっていないことを意味しているのだと思う。自然があることによって、金沢の魅力を高め、市民が恩恵を受けられるということをもっとアピールしていかないと良くなっていかないと、皆さんの頑張りが報われないと思う。

会 長 それでは次の議題に移りたい。報告事項②「金沢市環境基本計画（第3次）の進捗状況について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （資料4について説明）

会 長 本審議会における定例的な進捗状況の報告だと思っている。
本議題について意見はないか。

委 員 私たちエコライフクラブでは、70 cm以下の枝木等を縛って燃やすごみとして出すことについて、有機物を燃やすごみにせず、何か役に立てないか話し合いを行った。ガーデンシュレッダーという機械もあるため、細かく、枝木などを全部利用する方向に金沢市が持っていけないか。例えば、庭から出た枝木や落ち葉などをどこかのステーションに持って行くと、金沢市がシュレッダーにかけ、それを堆肥化して、有料でも良いため還元できるようになる。70 cmを超えるものは、埋立ごみに持っていくことになるため、もったいないという感覚、つまり SDGs の観点からどのようなものか。

事 務 局 金沢市では、生ごみは生ごみ処理器で堆肥にしてリサイクルする取り組みを進めているが、木材については、そこまで進んでいない状況である。今後、ごみ減量化に繋がる取り組みのため、他都市の状況など研究して参りたい。

委 員 水質の浅野川の鞍降橋について、一番下流に水質が滞留していることが原因ではないかという話だったが、下流域のため、雨天時下水越流水の影響もある場所ではないかと思う。BODの値が1日平均値の75%ということだが、恒常的にこの環境基準の値に近い値になっているのか、或いは、降雨時に一時的に高い値が出たために、結果的に高くなったのか、水質の数値の分布に

ついて教えてほしい。

事務局 年によっても多少違うが、一般的に、川の水が少なくなるような夏場に高くなる傾向がある。

委員 次回作成する資料についてお願いがある。進捗状況を示すのは大事だと思うが、予想よりも進捗が遅いようなものに対して、追加的対応をとっているものがあれば、一緒に資料として付けてもらえるよう検討いただきたい。

会長 会議次第の4その他について、始めに事務局から連絡をお願いする。

事務局 口頭ではあるが、再生可能エネルギー発電施設に関する条例制定の検討についてご報告させていただく。

まず背景として、温暖化や気候変動の防止・抑制のために、再生可能エネルギーの主力電源化の要請というものがある。また一方では、全国的にも太陽光をはじめとした再生可能エネルギー発電施設の整備に伴う、周辺住民とのトラブルなど、様々な問題が生じてきており、各自治体で条例を制定する動きが増えてきている状況である。

本市においても、現在、御所町で事業者の整備計画に対して住民が反対の意向を示されて、市も調整を行っているところであり、再生可能エネルギーの導入促進に関して、再エネ発電と、自然環境や景観等との調和を図るための条例による規制について、検討を行うこととした。検討する条例の内容としては、災害対策や景観・環境と調和した設備の適正な立地、住民との合意形成、事前審査の手続きなどを想定している。

現在、本市の区域内における太陽光発電や風力発電などの潜在能力を把握するとともに、先行している都市の条例の内容や本市の地域特性を踏まえた規制のあり方を検討するための調査に着手したところである。今後、この審議会や国・県等の関係機関との調整、市民や事業者様のご意見を踏まえ、検討を行っていくこととしている。

会長 今後の予定ということで、よろしく願います。
最後に意見等はないか。

(意見等なし)

会長 意見がないため、進行を事務局にお返しする。

事務局 長時間にわたる御議論に感謝申し上げます。
以上で令和3年度環境審議会を終了する。

(別 紙)

令和3年度環境審議会出席者 (順不同、敬称略)

会長 長谷川 浩 (金沢大学理工研究域物質科学系教授)
副会長 本多 了 (金沢大学理工研究域地球社会基盤学系教授)
上野 裕介 (石川県立大学生物資源環境学部環境科学科准教授)
大野 智彦 (金沢大学人間社会研究域法学系教授)
奥井 めぐみ (金沢学院大学経済学部経済学科教授)
木村 綾子 (公募委員)
坂本 修一 (連合石川かなざわ地域協議会事務局長)
笹井 錬造 (金沢市町会連合会副会長)
瀬戸 和夫 (金沢商工会議所環境問題委員会委員長)
中野 真理子 (石川県立自然史資料館副館長)
畑 光彦 (金沢大学理工研究域地球社会基盤学系准教授)
宮 洋子 (金沢エコライフくらぶ副代表)
池田 正明 (石川県生活環境部環境政策課 課参事兼課長補佐
石川県生活環境部長 藤村一志委員の代理出席)

※欠席者

能木場 由紀子 (金沢市校下婦人会連絡協議会会長)
松村 俊一 (石川県経営者協会幹事)

(事務局出席者)

吉田 康敏 (金沢市環境局長)
山口 和俊 (金沢市環境局環境政策課長)
永井 俊宏 (金沢市環境局ごみ減量推進課長)
山口 浩之 (金沢市環境局施設管理課長)
山田 博之 (金沢市環境局環境政策課ゼロカーボンシティ推進室長)
宗藤 雅美 (金沢市環境局環境政策課課長補佐)
南部 秀樹 (金沢市環境局環境政策課環境保全係長)
東 俊幸 (金沢市環境局環境政策課自然保護係長)
羽場 聡 (金沢市環境局環境政策課企画庶務係長)
村山 皇介 (金沢市環境局ごみ減量推進課企画庶務係長)
笹野 勝裕 (金沢市環境局環境政策課主査)
平野 友里加 (金沢市環境局環境政策課主事)
寺嶋 恵理香 (金沢市環境局環境政策課主事)